

# 大分県作業療法協会ビル運用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益法人大分県作業療法協会（以下「本会」という。）の大分県作業療法協会ビル（以下「協会ビル」という。）の利用と管理に関し必要な事項を定めるものである。

(協会ビルの使用目的)

第2条 本会の協会運営に関する会議や会員の学術研鑽に資する事業、県民への作業療法の啓発・推進や地域住民への公益利用を目的とする。

(使用の許可・取消し)

第3条 協会ビルの使用許可を受けようとする会員は、使用する期日を事務局へ報告し会長の許可を受けなければならない。

2 協会ビルを利用できる者は次の通りとする。

- (1) 当協会会員
- (2) 保健医療団体
- (3) その他

3 当協会会員以外が協会ビルの使用許可を受けようとする場合は、原則として指定用紙（別紙（５）－１）を事務局へ提出し会長の許可を受けなければならない。

4 協会ビルを使用すると同時に協会の備品を使用したい場合は、備品借用願（別紙（５）－２）を事務局へ提出し、会長にその使用品目の許可を受けなければならない。

5 協会ビルの使用順位は、原則として申し込み順とする。なお当協会の理事会および重要な会議等の場合は最優先とする。

6 協会役員、部長、委員長が主催する会議については、事前に協会事務局へ連絡し調整を行う。

7 会長は使用者が前条の規則に違反したときは、第２条の許可を取消しまたは使用を中止させることができる。

(使用者の義務)

第4条 使用者は協会ビル使用后、使用した施設を現状に復さなくてはならない。

(施錠管理)

第5条 協会ビルに出入室するための鍵は、施錠管理者が保有する。

2 施錠管理者は事務員または協会役員、部長とする。

3 施錠管理者は退室時協会ビル内の状態や消灯等の確認を行い施錠する。

(使用者の損害賠償)

第6条 使用者が故意または過失により使用した施設を破損した場合は当損害額に相当する金額を賠償させることができる。

(利用時間)

第7条 月曜日～金曜日 午前 9：00～12：00

午後 13：00～16：00

土曜日、日曜日、祝日は原則閉館とする。

(利用料)

第8条 協会ビル使用料は、原則無料とする。なお、コピー等を使用した場合は実費を徴収する。

(規則の変更)

第9条 この規則は、執行役員会の議決がなければ変更できない。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。